

岩手県監査委員告示第17号

監査委員が保有する行政文書の開示に関する規程の一部を改正する告示を次のとおり定める。

平成26年3月25日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見  
 岩手県監査委員 高 橋 昌 造  
 岩手県監査委員 伊 藤 孝次郎  
 岩手県監査委員 工 藤 洋 子

監査委員が保有する行政文書の開示に関する規程の一部を改正する告示

監査委員が保有する行政文書の開示に関する規程（平成11年岩手県監査委員告示第6号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後		
別表第2（第6条関係）				別表第2（第6条関係）		
開示の実施の方法	区 分	単 位	金 額	開示の実施の方法	区 分	金 額
複製物の 交付	1 <u>フレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものであって、1.44メガバイトのものに限る。）に複製した複製物</u>	1枚につき	40円	複製物の 交付	1 光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。）に複製した複製物	1枚につき80円
	2 光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。）に複製した複製物	1枚につき	80円			
	3 光ディスクカートリッジ（日本工業規格X6277に適合する幅90ミリメートルのものであって、640メガバイトのものに限る。）に複製した複製物	1枚につき	440円			
	4 録音カセットテープ（日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複製した複製物	1巻につき	120円			

	5	ビデオカセットテープ	1 巻に	190円			
		(日本工業規格 C 5581に適合する記録時間120分のものに限り。)に複製した複製物	つき				
	2	1 に掲げる以外の複製物					当該複製物の作成に要する費用に相当する額
紙その他 これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付	1	乾式の複写機による写し（日本工業規格 A 列 3 番の大きさまでのものに限る。）	白黒	1 枚につき	10円		1 枚につき10円 (両面に複写した場合には、20円)
					(両面に複写した場合にあっては、20円)		
	カラー	1 枚につき	40円	1 枚につき40円 (両面に複写した場合には、80円)			
	2	1 に掲げる以外の写し	1 枚につき				当該写しの作成に要する費用に相当する額

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この告示は、平成26年4月1日から施行する。
- この告示による改正後の監査委員が保有する行政文書の開示に関する規程別表第2の規定は、この告示の施行の日以後にされた開示請求（情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）第6条第1項に規定する開示請求をいい、電磁的記録（同条例第2条第2号に規定する電磁的記録をいう。）の開示を受けるものに限る。以下この項において同じ。）について適用し、同日前にされた開示請求（監査委員が受理したものに限る。）については、なお従前の例による。